



岡山大学客員教授、前厚生労働省老健局長

国際医療福祉大学大学院教授

宮島俊彦さん × 高橋紘士さん

「社会保障・税一体改革」によって、地域包括ケアシステム構築が
わが国の政策課題となり、実現すべき目標となった。
今年度の診療報酬改定や法律改正でも、
それに沿った流れが強く押し出されている。
そこで、多層的な地域連携の構築の視点から多くの先進事例をみてきた高橋氏と、
厚生労働省で地域包括ケア研究会をつくるなど、
関連の政策立案に深く関わってきた宮島氏が、
改めて地域包括ケアの意味と、
これまでの議論の流れから、それがどのような目的のために、どのようになされるべきか、
現状の課題を示しながら語った。

“在宅化”はなぜ進まないか？
地域包括ケアシステムで果たす訪問看護師の役割

構成◎編集室 写真◎氏家岳寛

地域包括ケアをどう捉えているか

— 最初に2025(平成37)年の超高齢化社会の姿をどのように考えていらっしゃるのか、地域包括ケアに対するスタンスを交えてお話しください。

高橋 「地域包括ケア」には、重層的な意味があります。筒井孝子さん(兵庫県立大学経営研究科教授)は、「community based integrated care」という「地域を基盤にしつつ統合的ケアを提供するシステム^{*}」であるといっています。

この「統合的ケア」というのは、医療、看護、リハビリテーション、それから生活支援に関するさまざまな専門職が関わる制度的なサービスを統合しようというものです、それを地域の人たちとともに、コミュニティベースで行なうというものです。「介護保険」の英語訳はlong-term care insuranceで、これを医療ベースの人たちは「長期療養」と訳しますが、それも包含して「長期ケア」とする議論になり、「統合的ケア」の考え方方が出てきました。

もともと「地域包括ケア」は、広島県御調町(現在は尾道市に合併)公立みづき総合病院の山口昇医師が、1970年代に地域住民参加も含めて、いい始めた言葉です。その後2003(平成15)年に、当時の厚生労働省老健局長の私的研究会として高齢者介護研究会ができ、介護保険のあり方を改めて議論しました。当時、介護保険で高齢者の介護



ニーズはすべて解決できるというそれまでの考え方から、「いや、どうもそうではない」という議論があり、改めて介護保険とその他のサービスの守備範囲を地域包括ケアシステムの概念を使って議論しました。そこで、地域連携の話が出てきて、調整や連携という重要な機能を担う機関として「地域包括支援センター」をつくることになりました。

それに、2013(平成25)年8月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」のなかでも、医

療や介護をはじめとするサービスについて、コミュニケーションをベースにして、多分野からの支援を行なう体制をどうつくるかという議論が出てきました。これは、地域包括ケアシステムがナショナルポリシーになつたということです。私は、こうした流れをずっとウォッチングしながら、この課

院してくるために、救急体制が追いつかず、たらり回しなど、いろんな問題が出てきた。

そこで、病院の体系として、急性期、回復期、慢性期と機能分化をきちんとするとなると、平均在院日数が短くなつた病院から、高齢者が地域に戻つてくることになる。2025年には65歳以上が30%、2050年には40%、75歳以上は25%以上になると予測されているので、いくら施設をつくつても間に合わない。さらに、これから都市が急速に高齢化し、首都圏、大阪圏、名古屋圏などの地価の高いところでは施設もつくれない。そうなると、選択肢はもう在宅しかない。つまり、地域のなかで施設にいるときと同様のケアができるようにならなければ、超高齢社会をうまく維持できないということであり、そこから、「地域包括ケアシステム」の考え方が出てきた。

だから、病院や施設という「点」で支えるのではなくて、地域という「面」で受け止める体制をなんとかしてつくつていかないともたないと、行政的にはそんな感じで捉えていたのです。

住み慣れた場所で老いていく実現あるじみをaging in placeを

題に関わってきました。

宮島さんが厚労省老健局長のとき、地域包括ケアの議論を基本に立ち返り、介護保険とその他の制度の関係を考え直すと、前回2012(平成24)年の介護保険法改正の前に地域包括ケア研究会ができました。そこで「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制」という地域包括ケアシステムの定義がつくられました。それを「地域包括ケアの包括化」と宮本太郎さん(中央大学法学部教授)が指摘しているのですが、やがて社会保障制度改革国民会議の医療・介護のキー概念になり、単なる医療・介護だけでなく、もつと広がりをもつて語られるようになつたことで、逆にわかりにくくなりました。そこで、地域連携の話が出てきて、調整や連携という重要な機能を担う機関として「地域包括支援センター」をつくることになりました。

宮島 わが国の福祉元年は1973(昭和48)年で、老人医療費が無料になり、1970~80年代にかけて「老人病院」がどんどんできました。当時、老人病院というと何か聞こえはよさそうだけど、実際の中身は、点滴漬けに薬漬け、挙げ句はベッドで抑制ということで、これはとんでもないことになつてゐるぞ、ということがわかつてきました。

そこで、医療計画で病床数を規制し、特別養護老人ホームが登場したことになります。私は、こうして政策立案の当事者として、それをどういうふうに捉えてきたかを、宮島さんからお話をいただけますか。

宮島 わが国は1973(昭和48)年で、老人医療費が無料になり、1970~80年代にかけて「老人病院」がどんどんできました。当時、老人病院というと何か聞こえはよさそうだけど、実際の中身は、点滴漬けに薬漬け、挙げ句はベッドで抑制ということで、これはとんでもないことになつてゐるぞ、ということがわかつてきました。

そこで、医療計画で病床数を規制し、特別養護老人ホームが登場したことになります。私は、こうして政策立案の当事者として、それをどういうふうに捉えてきたかを、宮島さんからお話をいただけますか。

もう一つ、私は、施設入所した方々は「運よく入れて運が悪い人」と呼んでいるのですね。日本の不幸は、施設しか解決策がないと思って、入所申込者の数がいつの間にか待機者に化ける。このようなある種の刷り込みを地域包括ケアのなかで考え直すべきだと思います。要するにquality of life & quality of deathを追求するなかで、長期ケアをどのようなかたちにするかということです。

宮島 ヨーロッパに高齢者ケアの3原則というのがあります。1982(昭和57)年頃にデンマークのアナセン大臣がつくった報告書のなかで取り上げられている考え方です。

1つ目は自己資源の活用、つまり残存能力の活用で、なるべく自立していきましょうということ。2つ目が自己決定で、認知症の人でも自分の意思を尊重される、尊厳は保持されるということ。そして3つ目が、まさにaging in placeで、生活の



継続性保持の原則です。日本の介護保険法は、自立支援と尊厳の保持は書いてあっても、継続性の保持までは書いていない。ところがこの地域包括ケアで大事なのは、自分のいる地域で、最期まで生活を続けることができるという継続性です。

日本の場合は、病院や施設の機能に合わせて医療者の数が変わり、長期療養の体系でみると、医療の程度は、医療療養病床がいちばん手厚く、介護療養病床、老健、特養とだんだんと少なくなる。これでは、提供する施設の機能、あるいは病院機能に合わせて、患者や利用者のほうが転々としないといけない。

継続性を保持するなら、基本は在宅です。病状が悪くなつていっても、自分の家に医師や訪問看護師、あるいは介護職が来てくれて、自分の居所からなるべく移らなくて済むということです。

たとえば特養だと、100人の入所者に対しても看護師が3人、介護職員が30人くらいで、そのほかに指導員やケアマネジャー(以下、ケアマネ)、嘱託医もいます。だから、それと同じ人員体制を、地域に充てればいいわけです。あまりに遠くに離れていて、移動時間が大変だという場合は、集住して行なうことなどが必要ですが、基本的に自分の家であり、個室です。

高橋 新潟県長岡市の高齢者総合ケアセンターこぶし園が、郊外にあつた特養をなくし、100人いた入所者を、街のなかに20人ぐらいたずつ入所する小規模特養をつくつて移行しました。小規模多



高橋純士 (たかはしひろし)

1968年社会保障研究所研究員、1985年法政大学教授、1997年立教大学教授を経て、現在国際医療福祉大学大学院医療福祉連携学分野教授、一般財団法人高齢者住宅財團理事長。この間、全国社会福祉協議会研究情報センター所長、厚生労働省、総務省および都道府県、市町村で各種審議会委員等を歴任。共編『地域連携論—医療看護介護福祉の協働と包括的支援』(オーム社、2013)、共著『地域包括ケアシステム』(慶應義塾大学出版部、2013)、編著『地域包括ケアシステム』(オーム社、2012)他多数。

機能型居宅介護をセットにして、そこにキッズルームという子どもが集まる場所と居酒屋をつくりました。そうすると、家族が毎日通つてくるようになり、個室なので、そのうち一緒に泊まるようになる。本人は「みるみる元気になる」。それまでは子どもの休みに車に乗せてもらつてしまいに来れなかつた家族が、歩いて行けるようになり、友達も来る。そこにゲーム機を置くと、孫たちも遊びに来る。

つまり、「つながり」が回復されるのです。つながりが回復すると、これは本当に不思議で、寝たきりの人が歩き出したり、車椅子で自走したりするようになる。認知症は、人と人の関わりやつながりが非常に重要なキーワードで、その支援ができるかどうか。そういうことを含めると、なじみの関係のある「地域」でこそ本来のケアが可能になれるのです。

宮島 そうして、具体的に在宅の支援としてシステム化したのが複合型サービス(小規模多機能居宅介護と訪問看護の複合)です。看護師は、診療の補助のすべて、また介護からリハビリまでと、とても幅広いことができます。一方、介護職は、痰の吸引と経管栄養以外は医療行為はできません。当然、訪問看護師のほうが、介護職よりも報酬が高いわけです。そこで看護職が掃除、洗濯、料理から、さらには、身体介護や食事の介助、排泄ケア、衣服の離着脱までやるのか、それとも介護職にそれを委ねるのかということです。それから、訪問看護のなかでは薬の管理の業務量がけつこう多く、それを薬剤師がしてくれるのであれば、薬剤師に委ねられる。訪問リハを看護師がやっていることもあります。それがリハ職がいればできる。

在宅化が進まないもうひとつ理由 —背負い込み症候群からの脱却を

宮島

現状として、「在宅化」が進まない理由は2つです。1つは、自宅で介護ができないから施設へ入所せてしまう。もう1つは、病状が急変したとき怖いから、ということでしょう。

介護のほうは、「デイサービスができるから、介護職がいるので、ある意味のベースができるいるけれども、もう1つの「医療的ケア」への対応のほうは急にケアプランをつくるのが難しくなるのですね。病気の変化に応じたケアプランをつくるためには、ケアマネは訪問看護師あるいは医師と協調しながらやる時代になつてきたのだと思います。

高橋 最近、滋賀県東近江市永源寺診療所の花戸貴司さんの話をうかがいました。その地域は在宅看取り率が5割ぐらいで、いま約80人を月1回程度定期的に訪問診療しているそうです。

医師だけではなく、看護師や薬剤師、介護の居住サービスが必要に応じて支援する連携体制がつくれられています。これを「チーム永源寺」と花戸さんは呼んでおられます。さらに、家族はもちろ



宮島俊彦 (みやじまとしひこ)

1953年神奈川県生まれ。1977年東京大学教養学部教養学科卒業。同年厚生省に入省し、官房審議官(保険・医政担当)、総括審議官、老健局長などを歴任。2012年9月退官。現在、岡山大学客員教授、インターリスク総研顧問、日本介護経営学会理事。2014年3月より内閣官房社会保障推進室長。著書『地域包括ケアの展望』(社会保険研究所、2013)。

地域マネジメントの主体としての役割を

宮島

地域連携の1つのポイントで、今話題のオランダのBuurtzorg(ピュートゾルフ)^{*2}はとても参考になりますね。

宮島 日本はもともと、それぞれ職種ごとのたつぱ文化だから、横に広がらない。最近では、そこから脱却して活動するところも少しづつ増えてきているようですが。

高橋 それぞれフラットにカバーし合うような関係はどのようにつくれるかということが、たぶんだよ(笑)。

そうすると多くの高齢者が在宅に戻つてくる。

医師だけではなく、看護師や薬剤師、介護の居住サービスが必要に応じて支援する連携体制がつくれられています。これを「チーム永源寺」と花戸さんは呼んでおられます。さらに、家族はもちろ

近は思っています。ケアのレベルでの統合と連携という議論はまさに訪問看護師の業務の再定義のなかで、必ず追求されなければいけないでしょう。

また、客観的に状況を見れば「病院の時代は終わった」という猪飼周平さん（一橋大学社会医学研究科教授）の話ではないけれど、看護師養成が病院の時代の拡大再生産型の方向だと、さらにミスマッチが拡がってしまう。7対1入院基本料の話もそうですよね。実はものすごいミスマッチが起ころうとしている。これは現場の人の問題もさることながら、トップリーダーたちの意識の問題でもある。

富島 看護師の向く方向を、自らどう考えるのかということがいちばん大きいと思います。いわゆる特定看護師の議論のときのアンケート結果で、「自らの行為に責任をもちたくない」といった意見がけつこうあつたのでびっくりしましたが、在宅だと、ケアの責任は当然看護師がもちます。診療所の医師は、必要に応じて訪問するというのがふつうで、その時々の判断をするのは看護師。だから看護師に医療の判断が求められるわけです。それは、診療の補助で行なっている看護とはまったく違う。

私は、日本看護協会にも話しているのですが、「診療の補助」と「療養上の世話」の間に「療養」という言葉を入れたらどうかと。診療の補助といふのは、ある程度の高いレベルの医療行為を医師の指示のもとでやるから診療の補助。療養上の世話は、いわば介護。療養上の世話は業務独占だと

いわずに、その間にむしろ「療養」として日常生活の医学管理——看護管理をし、自らの判断で行なう医療行為の類型というのを考えて独立させ、これまで、話を進めたらどうかと思っていました。外国ではすでにそくなっているのではないかという気がしてしようがない。ナースプラクティショナーは少なくともそうですね。

高橋 その議論でいうと、最近よく「医療モデル」から「生活モデル」へといわれますが、あれは少し違っていて、「医療モデル」があつて「療養モデル」があつて、それから「生活モデル」があると思うんです。療養モデルには、従来型の施設・病院モデルと、生活モデルに支えられる在宅療養モデルがあるのです。すなわち、「ロングタームケア」という領域を再編するという議論だと思っています。

富島 そこを看護がやればいいのではないかとう話です。だから、ナーシングホームがある。両方の領域にまたがっている領域だから看護師がやるべきなんですよ。

高橋 医療モデル、療養モデル、生活モデルの三元化ですね。そうすると、これまでの話が非常にすつきりとします。しかも、それが療養病床や介護施設ではなくて、療養する住まいになるわけだから。そうすると、訪問看護師の再定義の議論に必然的につながるはずです。

引用・参考文献

- *1 筒井孝子：地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略——integrated care の理論とその応用，中央法規出版，2014.
- *2 堀田聰子：ビュートゾルフ解体新書，19(6), 440-448, 訪問看護と介護，2014.
- *3 地域包括ケア研究会（田中滋座長）：持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方にに関する調査研究事業報告書「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」，2013.
- *4 福井小紀子ほか：特集「新生在宅医療・介護元年」の成果と展望——“つなぐ機能”を育んだ「在宅医療連携拠点事業」，19(1), 16-62, 訪問看護と介護，2014.

Recommend Books

地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略—integrated care の理論とその応用
筒井孝子=著
中央法規出版
定価：本体 3000 円+税

地域包括ケアの展望
宮島俊彦=著
社会保険研究所
定価：本体 1600 円+税

地域連携論
—医療・看護・介護・福祉の協働と包括的支援
高橋紘士・武藤正樹=編
オーム社
定価：本体 3200 円+税